

【平成28年度 茨木市訪問型サービス内容（案）】 ※各サービスの内容・基準は11月20日時点の案であり、予算編成の段階で変更となる場合がある。

基準	現行の介護予防訪問介護相当	多様なサービス	
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	市の専門職による居宅での相談指導等
対象者とサービス提供の考え方	<p>●既に①のサービスを利用している方で、新たに多様化されたサービスの利用が困難な方</p> <p>●以下のような訪問介護員によるサービスが必要な方</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状、行動を伴う方 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方 ・精神疾患やパーキンソン病などの神経難病等を有する方で、専門的対応を必要とする方 など <p>※状態等を踏まえながら、安定したり、特別な支援が不要となれば、多様なサービスの利用を促進していくことが重要</p>	<p>●概ね自立した生活が営めるが、重い物の買い物代行や同行が必要な方、また、調理、掃除等の一部に援助が必要な方</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADL・IADLはほぼ自立しているが、腰痛や膝痛、筋力低下のため重い物が持てない、しゃがむ姿勢が困難、長時間の立ち仕事が困難な方 など <p>※ADLとは、日常生活を営む上で、普通におこなっている行為、行動のことです。具体的には、食事や排泄、整容、移動、入浴等の基本的な行動をさします。</p> <p>※ IADLとは、日常生活を送る上で必要な動作のうち、ADLより複雑で高次の動作をさします。例えば、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理、外出して乗り物に乗ること など</p>	<p>●体力や心身の状態の改善に向けた支援が必要な方</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活や口腔ケア等の健康管理の維持・改善が必要な方 ・閉じこもりに関する支援が必要な方 ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な方 <p>※3～6か月の短期間で実施 市の専門職が関与し、対象者の状態に応じた個別の生活改善プログラムを実施することにより状態の改善を図る</p>
実施方法	事業者指定	委託	直接実施(一部委託)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	対象者の状態に応じた独自基準
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	保健・医療の専門職
現行サービス	(現行市内事業所11月1日時点) 97か所	(類似)シルバー人材センター等の家事援助事業	(類似) 旧二次予防事業:訪問型介護予防事業

【平成28年度 茨木市訪問型サービス基準（案）】

基準	①訪問介護(現行の介護予防訪問介護相当)	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
人員	<p>※厚生労働省 ガイドラインと同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ■訪問介護員等 常勤換算2.5以上 〈資格要件〉介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者 ■サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可) 〈資格要件〉介護福祉士、実務研修終了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等終了者 	<p>※厚生労働省 ガイドラインと同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ■管理者 専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ■従事者 1以上必要数 〈資格要件〉介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者または、一定の研修受講者 等 ■訪問事業責任者 従事者のうち1以上必要数 〈資格要件〉従事者と同様 	<ul style="list-style-type: none"> ■保健・医療・介護の専門資格を有する者 <p>◎市の専門職が関与 保健・医療の専門資格を有する者 保健師、理学療法士、管理栄養士 等</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備、備品 	—
運営	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■運営規定の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■必要に応じ、個別サービス計画の作成 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■指導者等の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等
単価等	<ul style="list-style-type: none"> ■月額包括単価 ■単価 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問Ⅰ：週1回程度 月1, 168単位(12, 205円/月) ・訪問Ⅱ：週2回程度 月2, 335単位(24, 400円/月) ・訪問Ⅲ：週2回を超える程度 月3, 704単位(38, 706円/月) ※1単位=10.70円 ■加算 初回加算、生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ■月額の委託料 ■単価 <ul style="list-style-type: none"> ・1, 500円/回 (概ね45分、2回程度/週) ■積算根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬を参考に1回あたり単価を設定 訪問Ⅰ：月1, 168単位÷4回=292単位 292単位×0.5=146単位 ※1単位=10.70円 	<ul style="list-style-type: none"> ■月額の委託料 ■単価 <ul style="list-style-type: none"> ・5, 000円/回 (1回2時間まで、2回程度/週) ■積算根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬を参考に1回あたり単価を設定 介護予防訪問リハビリテーション：302単位/回 短期集中リハビリテーション実施加算：200単位/回 302+200=502単位 ※1単位=10.70円
利用者負担	1割(一定所得以上の利用者は2割)	150円/回	無料

【平成28年度 茨木市通所型サービス内容（案）】

基準	現行の介護予防通所介護相当	多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<p>●既に①のサービスを利用している方で、新たに多様化されたサービスの利用が困難な方(「入浴」や長時間の利用が必要な方)など</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の進行等による家族の負担が大きく、長時間の利用が必要な方 ・転倒の危険性が高い方 ・不定愁訴等、精神の不安定さがあり、長時間利用が望ましい方 など <p>※常に状態像を把握し、状態の改善・意欲の向上等が認められた場合は、一定にとどまらず、多様なサービス利用を促進していくことが重要</p>	<p>●高齢等により、通年利用が必要な、要支援1、2相当の方など</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもりがちな高齢者や孤食・低栄養のリスクがあるなど、社会参加を促し人との交流を通して、心身の状態を改善・向上ができればと思われる方 など <p>※状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進していく</p>	<p>●ADLやIADLの改善に必要な支援を短期間に集中して実施することで効果が見込まれる方など</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽度の脳梗塞等のほか、骨・関節疾患あるいは肺炎等によりや一時的に体力や生活能力が低下した方 <p>※3～6か月の短期間で実施 運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善、閉じこもり予防・支援、うつ予防・支援、認知機能の向上等の要素を含んだ総合プログラムの実施と市の専門職の個別指導により、状態の改善を図る</p>
実施方法	事業者指定	補助	直接実施(一部委託)
基準	予防給付の基準を基本	個人情報保護等の最低限の基準	対象者の状態に応じた独自基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	ボランティア主体	保健・医療の専門職
現行サービス(類似)	(現行市内事業所11月1日時点) 67か所	(類似)街かどデイハウス など	(類似) 旧二次予防事業:通所型介護予防事業

【平成28年度 茨木市通所型サービス基準（案）】

基準	①通所介護（現行の介護予防通所介護相当）	③通所型サービスB（住民主体による支援）	④通所型サービスC（短期集中予防サービス）
人員	<p>※厚生労働省 ガイドラインと同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ■管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ■生活相談員 専従1以上 ※1以上は常勤 ■看護職員 専従1以上 ■介護職員 ～15人：専従1以上 15～：利用者1名につき専従0.2以上 ※1以上は常勤 ■機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■従事者 専任活動援助員1人、1日あたりの利用者数が常時15人以上の場合は1人、以後5人増すごとに1人追加が必要（専門資格者要件はなし） 	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者 専従1以上 ■看護職 専従1以上 ■従事者（介護予防運動指導員等） ～10人：専従1以上 <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能</p> <p>◎市の専門職が関与 保健・医療の専門資格を有する者 保健師、理学療法士、管理栄養士 等</p>
設備	<ul style="list-style-type: none"> ■食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ■静養室・相談室・事務室 ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■必要なその他の設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■必要なその他の設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ■消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■必要なその他の設備、備品
運営	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■運営規定の説明・同意 ■提供拒否の禁止 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■1日あたりの利用者5人以上 ■開所日は週3日以上、かつサービス提供時間は5時間以上 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■個別サービス計画の作成 ■事業の説明・同意 ■従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ■秘密保持等 ■事故発生時の対応 ■廃止・休止の届出と便宜の提供 等
単価等	<ul style="list-style-type: none"> ■月額包括単価 ■単価 ・週1回程度：要支援1 月1,647単位（16,914円） ・週2回程度：要支援2 月3,377単位（34,681円） ※1単位＝10.45円 ■加算 ・現行の予防給付と同じ 生活機能向上グループ加算、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、選択的サービス複数実施加算、事業所評価加算、サービス提供体制加算、介護職員処遇改善加算 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■月額の補助 ・開設補助 上限100万円 ・運営費等補助 上限700万円／年間（内訳） 家賃 月150,000円 光熱水費 月75,000円 人件費 月100,000円 介護予防活動費補助 （介護予防講座、事業対象者受け入れ加算） 	<ul style="list-style-type: none"> ■月額の委託料 ■単価 ・5,000円／回（1回2時間まで、2回／週） ■積算根拠 ・介護報酬を参考に1回あたり単価を設定 要支援2： 月3,377単位＋複数サービス実施加算700単位 ÷8回＝509単位 ※1単位＝10.45円
利用者負担	1割（一定所得以上の利用者は2割）	1時間あたり50円以上の額、食事代、送迎代などの実費	<p style="text-align: center;">無料</p> <p>※送迎：心身の状態及び家族等の支援状況に応じて実施</p>

【平成28年度 茨木市介護予防ケアマネジメント内容・基準（案）】

基準	現行の介護予防支援相当
サービス種別	ケアマネジメントA
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント
対象となるサービスの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・現行の介護予防訪問介護相当 ・訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) ・訪問型サービスC(短期集中予防サービス) ●通所型サービス <ul style="list-style-type: none"> ・現行の介護予防通所介護相当 ・通所型サービスB(住民主体によるサービス) ・通所型サービスC(短期集中予防サービス)
実施方法	委託
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●流れ アセスメント → ケアプラン原案作成 → サービス担当者会議 → 利用者への説明・同意 → ケアプランの確定・交付(利用者サービス提供者へ) → サービス利用開始 → モニタリング(給付管理)
給付管理票の作成・記入	原則記入
単価等	<ul style="list-style-type: none"> ■月額委託料 ■単価 <ul style="list-style-type: none"> ・4,300円/件 ■積算根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬を参考に1件あたり単価を設定 介護予防支援費 430単位 ■加算 <ul style="list-style-type: none"> 初回加算 300単位 ※1単位=10.70円
利用者負担	無料
サービス提供者	地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)

【平成28年度 茨木市一般介護予防事業（案）】

■第1号被保険者(65歳以上)全ての方を対象とした健康づくりと介護予防を一体的に提供していく事業

事業名	内容	市の主な事業・取組み等	対応、場所等
① 介護予防把握事業	市や地域包括支援センターでの相談業務や医療機関や民生委員等の地域から得た情報などを集約・活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に発見し、様々な介護予防活動へとつなげるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・はつらつチェックリスト(健康アンケート)の実施 ・要介護認定結果が非該当となった方への対応 ・関係機関(者)等からの情報提供 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターによる相談・支援
② 介護予防普及啓発事業	運動教室や健康づくりに関する各種講座の開催など、介護予防を目的とした普及・啓発を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防健康運動教室 ・はつらつ運動教室 ・はつらつ教室 ・認知機能低下予防教室 ・多世代交流センター介護予防事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代交流センター 5か所 ・保健医療センター ・コミュニティーセンター ・公民館 など
③ 地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・街かどデイハウス介護予防事業 ・出張講座 ・介護予防拠点整備事業(人材育成等) ・いきいき活動ポイント事業 ・高齢者運動指導員養成 ・認知症地域型基礎研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・街かどデイハウス ・多世代交流センター ・シニアプラザいばらき ・高齢者施設 など
④ 一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画の目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業評価事業(計画に対する達成状況、事業ごとの利用状況等の把握・評価) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施策推進分科会等の場で報告
⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、訪問、通所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の自主的な通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援課の専門職による地域活動支援(保健師、理学療法士、管理栄養士等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問、地域ケア会議、住民活動の場等への参加・支援